

気仙沼NN通信

「気仙沼NN通信」は、気仙沼地方振興事務所農業農村整備部の広報広聴活動の一環として、主に気仙沼管内の農業農村整備事業に関連する活動を広くお知らせするものです。掲載内容についてお問い合わせなどありましたら、お気軽に当部（農村振興班）まで御連絡ください。

【農山漁村地域復興基盤総合整備事業気仙沼地区（最知工区） ・南三陸地区（田表工区）の権利者会議を開催しました】

気仙沼管内では、東日本大震災で被災した農地の復旧を目指して農山漁村地域復興基盤総合整備事業によりほ場整備を行ってきました。本事業では、原形復旧に止まらず、区画を大きくしたり、道路や水路を新しくすることで、より耕作しやすい農地として整備してきました。

権利者会議は工事前の土地（従前地）の権利を工事後の土地（換地）に移行する計画（換地計画）を決定するための場です。関係権利者の3分の2以上の出席で会議が成立し、出席者の3分の2以上の賛成（議長を除く）によって換地計画が可決されます。

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、両工区ともに来賓の自粛、書面議決による会議とすることで、当日の出席者を必要最小限とするなどの対策をとり開催しました。

【気仙沼地区最知工区】

令和3年3月12日（金）に気仙沼市階上公民館で「農山漁村地域復興基盤総合整備事業気仙沼地区最知工区」の権利者会議を開催しました。

当工区は、平成25年に着工し、最終的に受益面積11.7haの農地が完成しました。

権利者会議では、出席者54名（書面議決者を含む）のうち、出席者の3分の2を上回る52名からの賛成により換地計画が議決されました。



【南三陸地区田表工区】

令和3年3月16日（火）に南三陸町歌津総合支所で「農山漁村地域復興基盤総合整備事業南三陸地区田表工区」の権利者会議を開催しました。

当工区は、平成25年に着工し、最終的に受益面積8.2haの農地が完成しました。

権利者会議では、出席者33名（書面議決者を含む）のうち、出席者全員の賛成により換地計画が議決されました。



【水田の生き物観察会が開催されました】

令和3年7月6日（火）に、中山間地域等直接支払制度に取り組む^{しんどうじした}新童子下集落及び南三陸米地産地消推進協議会の主催のもと、水田の生き物観察会が開催されました。

この観察会は、水田の中やその周辺で生息している生き物の様子を実際に観察することで稲の生育の様子と生き物の関係性を考え、お米の安全性と環境保全の大切さを実感してもらうことを目的に行われています。

当日は、南三陸町立入谷小学校3、4年生の20名が参加しました。児童たちは虫取り網で水田や水路の中の生き物を捕まえながら歓声を上げていました。捕まえた生き物は、虫かごの中にいれ、講師に生き物の名前を聞きにいくなど、積極的に学ぶ姿が見られました。

また、稲の先で羽化するヤゴを見つけると、なかなか見ることができない光景に児童たちだけではなく、大人たちも目を輝かせ、熱心に観察していました。

採取後は、勉強会が開かれ、講師から捕まえた生き物の名前やカエルの見分け方等について教わり、生き物の多様性や生態系について学びました。

観察会後には、南三陸米を使用したおにぎりを試食し、地元のお米の美味しさを存分に味わっていました。



生き物を探す児童たち



ヤゴが羽化しトンボになる瞬間



勉強会の様子



試食会の様子

【^{みどり}水土里の潤いカードで 農業用水利施設を紹介しています】

ダムやため池などの農業用水利施設は、農産物を生産するための農業用水を流す目的だけでなく、防火用水、生態系保全機能及び親水機能などの幅広い役割を果たしています。

宮城県では、こうした農業用水利施設の役割を広く一般の方に知っていただくために、**水土里の潤いカード**を作成し、宮城県農村振興課のホームページで公開しています。

気仙沼管内では、気仙沼市本吉町菖蒲沢にある「菖蒲沢ため池」を紹介しております。ぜひご覧ください！

アクセスは以下リンク先またはQRコードから
<https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/nosonshin/midori-uruoi.html>



菖蒲沢ため池概要	
所在地	宮城県気仙沼市
河川名	二級河川沖ノ田川
形式	堤体均一型
規格	堤高 12.2m/堤頂長 137.6m
総貯水量	148,000 m ³
ため池の造成は 1547 年(天文 16 年)に行われたとされており、以来、改修・増設を重ね平成 6 年に現在の親子ため池の形態になった。平成 11 年から 15 年にかけて、県営地域用水整備事業により広場等の親水施設を整備し、現在に至る。	

【刈払機・チェーンソー取扱い研修を実施しました】

令和3年7月9日（金）に、部内研修として、「刈払機・チェーンソー取扱い研修」を実施しました。刈払機の取扱いについては、刈払機取扱作業者に対する安全衛生教育を受講した職員、チェーンソーの取扱いについては、伐木等の業務に係る特別教育を受講した職員が講師を務めました。

研修では、それぞれの機械の概要、安全に使用するための留意事項、関係法令などの説明がありました。

また、実際にエンジンのかけ方や作業時の体の使い方などの実演があり、機械を使用したことがない職員にとってもイメージがしやすく、より理解が深まる研修となりました。



刈払機やチェーンソーは、利便性が高い機械ですが、使用方法を誤ると重大な事故に繋がります。また長時間の使用により手に痺れや痛みが発生する振動障害を発症する危険性があります。

使用する際は正しい知識と使用方法を確認し、防護服を身につける等の安全対策を徹底した上で使用しましょう。

【多面的機能支払の活動時の事故にご注意ください】

多面的機能支払交付金の共同活動時の事故が県内外で発生しています。特に多い事例としては草刈機との接触や水路への転落が挙げられます。

事故を未然に防止するため、活動前の安全確認と活動中の安全対策の徹底をお願いします。また、気温・湿度が高くなると熱中症になる危険性があります。活動中はこまめな休憩と水分補給を行うなど、熱中症に注意してください。

万が一、事故が発生した場合は速やかに所管の市町村に報告をお願いします。

農林水産省のホームページでは「共同活動の安全のしおり」が掲載されています。記載内容を参考に、事故防止にお役立てください。

アクセスは以下リンク先またはQRコードから
https://www.maff.go.jp/j/nousin/kanri/attach/pdf/tamen_siharai-60.pdf



農林水産省作成
「共同活動の安全のしおり」

宮城県気仙沼地方振興事務所農業農村整備部（編集：農村振興班）
 〒988-0181 宮城県気仙沼市赤岩杉ノ沢47-6
 TEL：0226-25-8075
 FAX：0226-22-1608
 URL：<https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/ks-tihouken-m/>

